

障害者差別解消法が

施行されます

障がいと理由とした差別的取扱いを禁止する「障害者差別解消法」が、この4月から施行されます。

今回は、内閣府のパンフレットをもとに、この法律のあらましを紹介します。

〈目的〉

この法律は、障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的としています。

〈概要〉

また、この法律では、主に次のことを定めています。

- ① 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止すること。
- ② 差別を解消するための取り組みについて政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。

- ③ 行政機関等ごと、分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

〈障がいを理由とする差別とは〉

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。また、障がいのある方から何らかの配慮を求め、障がいの表明があつた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。また、こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

〈不当な差別的取扱い〉

例えば、「障がいがある」という理由だけで、

- ・ スポーツクラブに入れないこと、
- ・ アパートを貸してもらえないこと、
- ・ 車いすだからといってお店に入れないこと

などは、障がいのない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。

ただし、他に方法がない場合などは、「不当な取扱い」にならないこともあります。

〈合理的な配慮をしないこと〉

- ・ 聴覚障がいのある人に声だけで話す、視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読みあげない、
- ・ 知的障がいのある人に分かりやすく説明しないことは、障がいのない人にはきちんと情報を伝えているのに、障がいのある人には伝えないことになります。

なお、不当な差別的取扱いをすることは、国の行政機関や地方公共団体等でも民間事業者でも禁止されます。合理的配慮については国の行政機関・地方自治体等は義務付けられますが、民間事業者は努力義務となっています。

この法律の施行を機会に、私たち一人ひとりが「誰もが排除されず、ともに生きられる社会」、共生の社会をめざして取り組んでいきたいものです。

(参考：内閣府パンフレット)

